

平成 25 年 3 月 11 日提出
 厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官室
 文部科学省生涯学習政策局政策課
 総務省情報流通行政局放送政策課・地上放送課

個人住民税の非課税限度額を参照している主な制度について(厚生労働省分)

項目	個人住民税が非課税 → 課税	(参考)非課税人数
保育所徴収金(保育料)(月額)	9,000円(6,000円) → 19,500円(16,500円) (市町村民税非課税世帯 → 市町村民税課税かつ所得税非課税世帯) <small>※3歳未満児の場合。()内は3歳以上児の場合</small>	約 18 万人 (H23.10 時点) <small>※市町村民税非課税世帯に属する私立保育所入所児童</small>
養育医療給付事業の自己負担限度額(月額)	2,600円 → 5,400円 (市町村民税非課税世帯 → 所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯))	2,057 人 (H23 年度)
結核児童療育給付事業の自己負担限度額(月額)	2,200円 → 4,500円 (市町村民税非課税世帯 → 所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯))	1 人 (H23 年度)
病児・病後児保育の利用料の減免に伴う市町村への補助額(利用毎)	2,500円 → 0円 (市町村民税非課税世帯 → 市町村民税課税世帯)	約 3.5 万人 (延べ。H23 年度交付決定)
児童入所施設措置の徴収金(月額)	2,200 円(1,100 円) → 4,500~6,600 円(2,200~3,300 円) (市町村民税非課税世帯 → 市町村民税課税かつ所得税非課税世帯、所得に応じて) <small>※入所施設の場合、()内は母子生活支援施設、自立援助ホームの場合、情緒障害児短期治療施設等の通所利用の場合</small>	約 1.9 万人 (H22.7 時点) <small>※母子生活支援施設は、H22 年 7 月 1 日~H23 年 6 月 30 日の 1 年間で、5,911 世帯</small>
障害児入所支援措置の徴収金(月額)	2,200円 → 4,500~6,600円 (市町村民税非課税世帯 → 市町村民税課税かつ所得税非課税世帯、所得に応じて)	2,259 人 (H24.7 時点)
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の自己負担限度額(月額)	1,100円 → 2,250円 (市町村民税非課税世帯 → 所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯))	68 人 (H23 年度)

小児慢性特定疾患治療 研究事業の自己負担限 度額(月額)	0円 → 入院2, 200円、通院1, 100円 (生計中心者が市町村民税非課税 → 生計中心者が所得税非課税)	約 1.3 万人 (H23 年度)
特定疾患治療研究事 業の自己負担限度額 (月額)	0円 → 入院4, 500円まで・外来等2, 250円まで (生計中心者の市町村民税が非課税 → 生計中心者の前年の所得税が非課税) ※対象患者が生計中心者である場合は、自己負担限度額が1/2となる。 ※重症患者は所得にかかわらず自己負担0円。	約 17 万人 (H22 年度)
医療保険制度の高額 療養費等の所得区分	35, 400円 → 80, 100円+(医療費-267, 000円)×1% (低所得者(市町村民税非課税者) → 一般) ※70歳未満の高額療養費の自己負担限度額	約 21 万人 (H23 年度) ※生活保護を受けている者を含む
養護老人ホームの入 所措置の扶養義務者 からの徴収金(月額)	0円 → 4, 500円 (市町村民税非課税者 → 市町村民税所得割非課税者かつ所得税非課税者) ※一般財源化されており、市町村に一定の裁量が認められている	3,066 人 (H24.4 時点) ※市町村民税所得割非課税者は含 まない
介護保険料や高額介 護サービス費等の段 階区分	介護保険料 ^(※1) 3, 729円 → 4, 972円・6, 215円 (保険料第3段階(基準額×0.75) → 保険料第4段階(基準額×1)・第5段階(基準額×1.25)) 高額介護サービス費利用者負担上限額 24, 600円 → 37, 200円 (利用者負担第3段階 → 利用者負担第4段階) ※1 基準額の全国平均額4, 972円を用いて計算。 ※2 その他、補足給付にも影響	約 1,727 万人 (H22 年度末時点) 約 85 万人 (H23.3 時点)
障害福祉サービスの 負担上限月額等の段 階区分	0円 → 9, 300円 (市町村民税非課税世帯 → 市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)) ※障害者に対する居宅・通所サービスの場合	約 52.4 万人(H24.11 時点) ※障害福祉サービスの負担上限月 額が0円の者のうち市町村民税非 課税世帯に属する者
自立支援医療の負担 上限月額等の段階区 分	2, 500円又は5, 000円 → 医療費の1割を自己負担(5, 000円又は1万円) (市町村民税非課税世帯 → 中間所得層、所得及び治療状況に応じて) ※()内は高額治療継続者又は障害児に対する育成医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者の場合	約 62 万件(H23 年度) ※市町村民税非課税世帯として自 立支援医療の支給認定を行った 件数

* 特段の注記がない場合は、当該制度利用者のうち市町村民税非課税(市町村民税所得割非課税を含む。)であって、生活保護を受けていない者の人数

個人住民税の非課税限度額を参照している主な制度について(文部科学省分)

項目	個人住民税が非課税 → 課税	個人住民税非課税世帯* ₂ における適用者数
幼稚園就園奨励費補助 (補助単価/年額)* ₁	<p>[公立] 20,000円 → 0円 (市町村民税非課税世帯*₂ → 市町村民税所得割課税世帯)</p> <p>[私立] 196,200円 → 112,200円 (市町村民税非課税世帯*₂ → 市町村民税所得割課税額(77,100円以下*₃)世帯)</p>	約12.5万人 (H23年度実績)
高等学校等就学支援金 (月額)	19,800円 → 14,850円 (市町村民税非課税世帯* ₂ (2倍加算) → 市町村民税所得割が一定額* ₄ 未満(1.5倍加算))	約14万人 (H24年度)

- * 1 平成24年度補助単価(いずれも第1子の額)
- * 2 市町村民税所得割非課税世帯を含む。
- * 3 課税額は、夫婦(片働き)と子ども2人(いずれも16歳未満の扶養親族)の世帯の場合の金額である。
- * 4 18,900円に①、②の合計額を加えた額(①16歳未満の扶養親族の数×21,300円、②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円)
- * 5 地方や大学における単独事業等については、その基準が様々であり、網羅的に把握していない。

個人住民税の非課税限度額を参照している主な制度について(総務省分)

項目	個人住民税が非課税 → 課税	(参考)非課税人数
日本放送協会放送受信料の免除	<p>NHKの放送受信料については、現在、身体障害者手帳を所持する身体障害者等を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の措置を受けている場合、その全額が免除されることとなっています。住民税が非課税であった方が課税となった場合の影響としては、NHKの放送受信料について、 非課税 0円 → 課税 1,225円(月額、地上契約の場合) となります。</p>	<p>非課税人数は不明。 (注:NHKの放送受信契約は世帯単位であり、平成23年度末時点の本件による受信料免除は約54万件)</p>
受信機器購入等支援事業	<p>受信機器購入等支援事業については、暫定的な衛星利用により地上デジタル放送を視聴している世帯のうち、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯に対して、引き続き視聴できるようにするための対策工事費用のうち支援対象世帯の負担に相当する額を給付するものです。 住民税が非課税であった方が課税となり、NHK放送受信料全額免除に該当しなくなった場合は、支援の対象外となります。</p>	<p>(同上)</p>